

青森県報

第三千百五十二号

平成二十一年
十月二十三日
(金曜日)

目 次

規 則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告 示

身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二
公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……二

道路の区域の変更……………(道路課) ……三

漁船保険付保義務の発生……………(三八地域民局) ……四

漁船保険付保義務の消滅……………(同) ……四

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……五

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………(事務局) ……六

規 則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十九号

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則(昭和三十七年三月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

- 一 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が生活福祉資金貸付制度要綱(平成二十一年七月二十八日付け厚生労働省発社援〇七二八第九号厚生労働事務次官通知。以下「要綱」という。)に基づき行つ次に掲げる資金を融通する貸付事業
- イ 要綱第4の1に規定する総合支援資金
- ロ 要綱第4の2に規定する福祉資金
- ハ 要綱第4の3に規定する教育支援資金
- ニ 要綱第4の4の(1)に規定する不動産担保型生活資金
- ホ 要綱第4の4の(2)に規定する要保護世帯向け不動産担保型生活資金

第二号様式その一中

更生資金					田	田
福祉資金						
修学資金						
療養・介護等資金						
緊急小口資金						
災害援護資金						
福祉立金						

を

福祉 資金	職業 資金	省金							
長支 期保 護世 帯生 活支 援金	長支 期保 護世 帯生 活支 援金	長支 期保 護世 帯生 活支 援金							

総合 支 援 資 金									
福 祉 資 金									
教 育 支 援 資 金									
不 動 産 担 保 型 金									
生 活 保 護 世 帯 回 保 型 金									

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）（第一条第一号の規定は、平成二十一年十月一日から適用する。）
- 3 平成二十一年十月一日前に行われた改正前の社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則第一条第一号に規定する貸付事業は、改正後の規則第二条第一号に規定する貸付事業とみなす。

告 示

青森県告示第六百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十一年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	名	勤務する病院等	診 療 科 目	年 指 月 日 定
	称	所在地		
武田 育子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害）、そしゃく機能障害	平成 三・二・一

青森県告示第六百七十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十一年十月九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十一年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
 - 1 免許を受けた者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県
 - 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾
- 二 埋立区域
 - 1 位置
五所川原市十三羽黒崎一三五の地先公有水面
 - 2 区域
次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	県道	八戸三沢線	前	後	前	後	前	
2	県道	八戸三沢線	前	後	前	後	前	

3 面積
六三二・〇七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置
五所川原市十三羽黒崎一三五の地先公有水面

2 区域
次のアの地点からエの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 北緯 四一度〇二分三秒八六八五
東経 一四〇度一九分四四秒六三三九

イの地点 北緯 四一度〇二分一三秒八三一五
東経 一四〇度一九分四四秒六七五六

ウの地点 北緯 四一度〇二分一三秒八二〇六
東経 一四〇度一九分四四秒六五八六

エの地点 北緯 四一度〇二分二秒〇〇〇四
東経 一四〇度一九分四六秒七〇五〇

オの地点 北緯 四一度〇二分一三秒八二四一
東経 一四〇度一九分四六秒四三一一

カの地点 北緯 四一度〇二分三秒六八一一
東経 一四〇度一九分四四秒三三四四

アの地点 北緯 四一度〇二分一四秒一二四三
東経 一四〇度一九分四四秒九〇八六

イの地点 北緯 四一度〇二分一三秒九五八二
東経 一四〇度一九分四七秒三四四〇

ウの地点 北緯 四一度〇二分一三秒四〇一三
東経 一四〇度一九分四六秒四八〇一

エの地点 北緯 四一度〇二分三秒五六七四
東経 一四〇度一九分四四秒〇四四六

3 面積
二、三三五・三六平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第六百七十七号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十一月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
平成二十一年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十一年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市松森二丁目八六の一、八六の四	宅地	一八二・六〇
青森市浪岡大字下十川字村元九の二	宅地	一八六・八一
今別町大字今別字西田二五八の三四七	宅地	四〇二・九四
黒石市大字大板町四〇の二	宅地	一八三・七五
藤崎町大字藤崎字高瀬二二の六	宅地	四〇一・五八
五所川原市金木町芦野二〇〇の九九五	宅地	八三一・九二
五所川原市金木町芦野八四の九二一、八四の一六四	宅地	三、〇三一・二四
つがる市木造藤田一六三の一	宅地	五八四・〇〇
鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜三一八の五	宅地	六三三・八二
鱒ヶ沢町大字本町一九六の四	宅地	三八〇・五一
鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜二二八の二	宅地	一九八・六六
鶴田町大字菅蒲川字一本柳一五〇の二	宅地	一一三・二〇

中泊町大字高根字小金石八四六の一五	宅地	二六一・八五
中泊町大字中里字龜山七七七の二三九	宅地	八〇一・〇一
野辺地町字枇杷野五〇の四二、五〇の四三	宅地	四六五・九二
つがる市木造筒木坂鳥谷沢一五の一ほか	畑ほか	一〇〇、九〇六・三三

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央二丁目二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

入札案内書による

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階入札室

4 開札日時

入札案内書による

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

平成二十年九月二十六日青森県選挙管理委員会告示第六十七号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十一年十月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

中 政治団体の収支報告書の要旨の平成19年分(3)その他の政治団体の(ア)寄附の内訳の表

清野一榮後援会	個人	清野 一榮	100,000	弘前市
清野一榮後援会	個人	清野 三日子	100,000	弘前市

を
訂正する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭